規則

る。 学校 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間、 休暇等に 関する規則 \mathcal{O} 部 を改 正 する規則 をここに 公布 す

令和三年一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第一号

第 九号) 学校職員 0) 一部を次の 0 勤務時間、 ように改正する。 休暇等に関 す る 規 則 伞 成 七 年埼 玉 県教育委員会規 則

成三年法律第百 八条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員 十号。 以 下 「育児休業法」 と 1 う。 \mathcal{O} _ 育児休業等に に 改 8 る 関 す る 法 律 平

第二十二条第二項中 第一 号 の 次 に 次 第七号を第九号とし、 の二号を 加 える。 第二号 から 第六号までを二号ず 0 1)

認 めら 第十二条第 れ る期間 _ 項第二号に掲げ る場合 \mathcal{O} 休 暇 同 号 に定 め る 範 囲 内 で 必 要と

三 認 第十二条第一 \otimes 5 れ る 期間 項第三号に掲 げる場合 \mathcal{O} 休 暇 同 号 に定め る 範 拼 内 で 必 要と

九 第十三号までを二号ず 号」に に改め、 に改め、 二十二条第三項中 改 め、 同 同条第九項 条第十 同条第十 項 つ繰 第三号及 中 中 項 中 り上げ、 「第三項第十号及 「第三項第八号及 び 「第三項第十 第 匹 同条第五 뭉 を 削 · 号 二 び第 項中 び第 り、 +九 を 「第二項第三号」 号」 五号 一号 「第三項第八号」 _ を を第三号と を 「第三項第六号及 「第三項第 を に改 「第二項第五 第六 八号 8 及び第 び第 号 カコ b

附則

」の規則は、令和三年二月一日から施行する。